

公立大学法人北九州市立大学学長業績評価規程

〔平成26年8月21日〕
北九大規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学学長選考会議規則（平成20年北九大規程第5号。以下「選考会議規則」という。）第3条の2及び第9条の規定に基づき、学長の業績評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考会議規則第3条の2第1項に規定する学長業績評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、学長選考会議が指名する5名の委員で構成する。

- 2 評価委員会の委員が学長候補者として推薦されたときは、評価委員会の委員としての資格を失うものとする。
- 3 評価委員会の委員が前項その他の事故により欠員となったときは、第1項の規定に基づき後任者を補充する。但し、補充の時期により評価委員会の議事に著しい支障を及ぼすおそれが高い場合はこの限りでない。

(委員長)

第3条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、評価委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第4条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

- 2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 3 委員長が特に必要があると認めるときは、評価委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(業績評価方法)

第5条 学長は、評価委員会から業績評価に関する書類等の提出及び質疑を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 学長の業績評価は、学長の就任から2年毎に実施する。

(事務)

第6条 評価委員会の事務は、経営企画課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長の業績評価の実施に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成26年8月21日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学長に就任している者の業績評価は、第5条第2項の規定にかかわらず、就任以後の業績について、この規程の施行日の属する年度に実施するものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。